

和歌山駅周辺施設清掃業務仕様書

和歌山駅周辺施設清掃業務（以下「委託業務」という。）については、この仕様書によって履行するものとする。

なお、この仕様書に示されていない事項で委託業務に含まれると判断される軽微な業務については、甲の指示で実施するものとする。

1 一般的事項

(1) 制服、名札の着用

乙は、委託業務に従事する経験豊富な作業員を配置し、制服、名札等を着用させること。

(2) 業務報告書等

ア 乙は、委託業務について、和歌山駅周辺施設清掃日報を作成すること。

イ 乙は、委託業務について、和歌山駅周辺施設清掃月報を作成し、翌月10日までに甲に提出すること。

ウ 乙は、各公衆便所に清掃チェック表を整備し、毎回清掃終了後に担当者のサインを行い、前月分の清掃チェック表を翌月10日までに甲に提出すること。

(3) 業務に必要な設備の貸与等

甲はごみ置場を貸与するがその他本業務履行に必要な機器及び消耗品等は乙の負担とする。

2 作業時間

(1) 日常清掃は、毎日1回（概ね7時）とする。

(2) 定期清掃は、清掃場所ごとに指定する頻度で実施すること。

3 清掃場所

清掃場所は、和歌山駅の東口広場、西口広場、西口地下広場及び東西地下通路とする。なお、各清掃場所の範囲については別紙で確認すること。

4 日常清掃業務内容

(1) 和歌山駅の東口広場、西口広場及び西口地下広場の各公衆便所

ア 大便器は、棒たわし又はスポンジを用いて専用洗剤で洗浄し、その後十分に水を流し、周囲をスポンジ又はタオルで拭くこと。固着した部分的汚れについては、専用洗剤を使用し洗浄すること。

イ 小便器は、棒たわし又はスポンジを用いて洗浄し、周囲をスポンジ又はタオルで拭くこと。固着した部分的汚れについては、専用洗剤を使用し洗浄すること。

ウ 洗面台は、スポンジを用いて洗浄し、その後拭き上げること。固着した部分的汚れについては、専用洗剤を使用し洗浄すること。

エ 鏡は、乾拭きを行って仕上げること。

オ 床は、ごみ、ちり等を除去し、汚れがあれば水拭き、乾拭きを行うこと。ガム等の固着した部分的汚れについては、専用洗剤等で洗浄して取り除くこと。

(2) 和歌山駅西口地下広場及び東西連絡地下通路

ア 床は、自在ほうき、モップ等でごみ、ちり等を除去し、ガム等の固着した部分的汚れは専用洗剤等で洗浄等を行って取り除くこと。

イ 手すり部分は、タオルで水拭きし、汚れた部分は、専用洗剤等を使用すること。

ウ 壁（広告板を含む。）は、羽毛はたき又は静電気除塵具でごみ、ちり等を除去して雑巾等で水拭きすること。

エ 天井は、クモの巣等を除去すること。

オ くずかごのゴミ処理は、1日1回、和歌山市指定の袋に分別して行うこと。

カ 照明器具（電飾広告掲示板を含む。）の電球、蛍光灯等の正常に点灯しなくなった照明灯を発見した場合は、甲に報告すること。

(3) 和歌山駅の東口広場、西口広場

①ほうき等でごみ、ちり等を除去すること

②くずかごのゴミ処理は、1日1回、和歌山市指定の袋に分別して行うこと。

③植栽は、必要に応じ散水すること。

(4) エレベーター

ア 床は、自在ほうき、モップ等でごみ、ちり等を除去し、ガム等の固着した部分的汚れは専用洗剤等で洗浄して取り除くこと。

イ 壁及び扉は、雑巾等で水拭きし、汚れの程度に応じて洗剤、薬剤等を使用して洗浄後に清拭すること。

(5) エスカレーター

ア 床は、自在ほうき、モップ等でごみ、ちり等を除去し、ガム等の固着した部分的汚れは専用洗剤等で洗浄して取り除くこと。

イ 手すり部分はタオルで水拭きし、汚れた部分は洗剤等を使用すること。

(6) サンクンガーデン

ごみ、枯葉等に留意し、常に清潔に保つよう掃除を行うこと。

5 定期清掃

(1) 和歌山駅の東口広場、西口広場及び西口地下広場の各公衆便所

ア 小便器内側の隠れた部分の尿石については、適宜尿石除去剤を使用しながら除去・洗浄し、その後十分に水で洗い流すこと。

イ 照明器具の表面清拭を行うこと。

ウ 床はモップ等を用いて拭き掃除を行い、適宜専用洗剤を使用しながら洗浄し、その後十分に水で洗い流すこと。

エ 壁は、羽毛はたき又は静電気除塵具でごみ、ちり等を除去し、固着した部分的汚れについては、専用洗剤等で洗浄等して取り除くこと。

オ 公衆便所の定期清掃は毎月1回（年12回）月末に実施すること。

(2) 和歌山駅西口地下広場及び東西地下通路

ア 床及び階段は、機械洗浄を行うこと。

イ 和歌山駅西口地下広場及び東西地下通路の定期清掃は年2回（9月末及び3月末）実施すること。

6 業務に係る経費等

(1) 清掃業務に必要な資材（トイレットペーパー、手洗洗剤、ごみ袋等）は、乙が負担する。

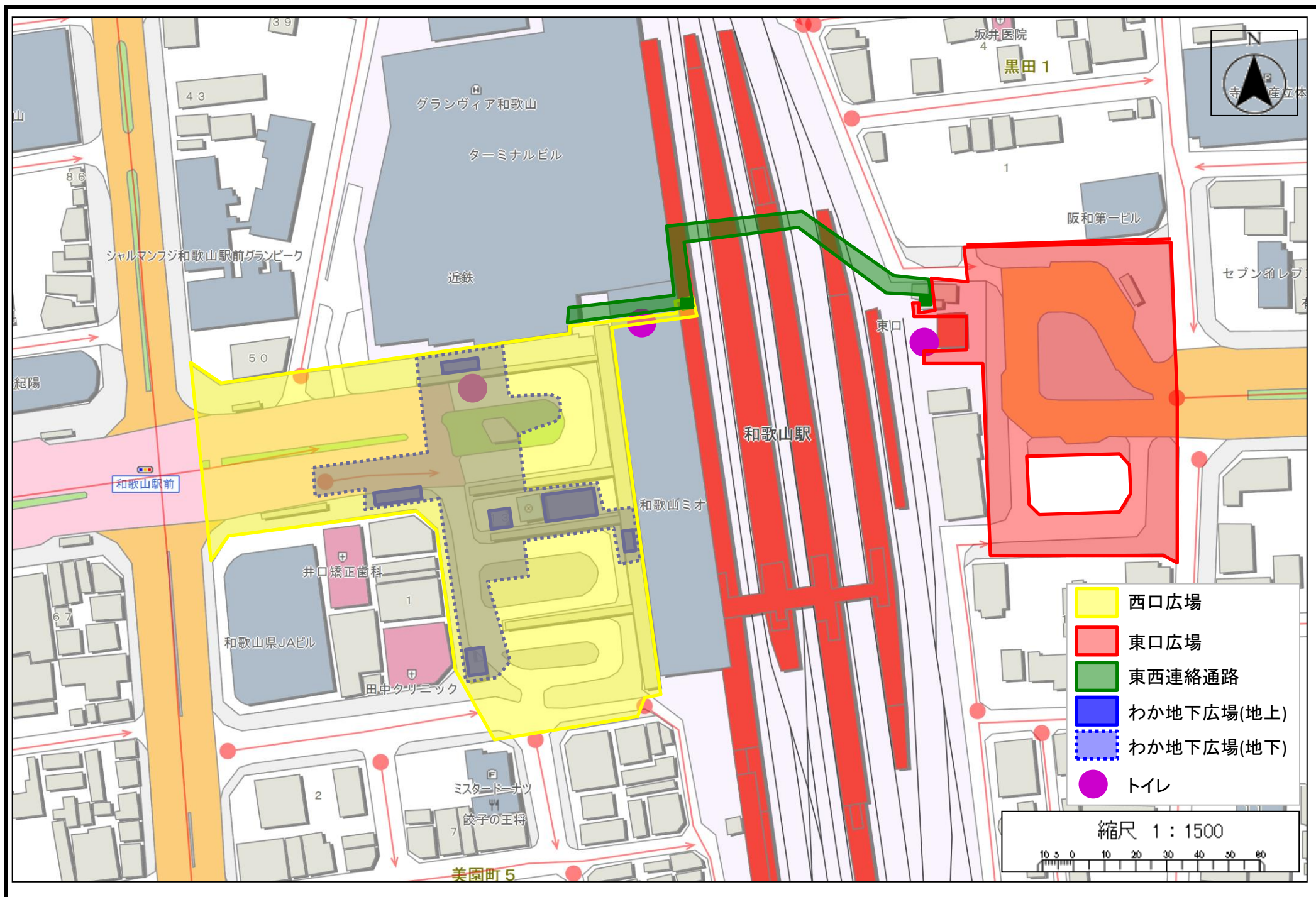
(2) 乙は、回収したくずかごのごみ及び清掃時に除去したごみ、空き缶等を乙の負担で、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、適切に処理するものとする。

※ 疑義の質問について

入札者は、見積期間中に仕様書等において疑義のある場合は、関係職員の説明を求めることができる。質問事項は、文書で道路管理課長あて提出すること。

締切日は、入札日（入札日は、含まない。）から5日前（ただし、締切日が土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日になる場合は、その前日とする。）の17時までとする。

なお、質問事項の回答については、質問者に文書にて回答するとともに和歌山市ホームページ入札・契約情報画面において公開するものとする。



業務委託契約書

和歌山市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、次のとおり委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（委託業務）

第1条 甲は和歌山駅周辺施設清掃業務（以下「委託業務」という。）の処理を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

（契約期間）

第2条 この契約の期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

（委託業務の履行方法）

第3条 乙は、別紙仕様書の内容に従って委託業務を履行しなければならない。

（委託金）

第4条 委託金の総額は 円（消費税及び地方消費税分 円を含む。）とし、1か月当たりの額は 円（消費税及び地方消費税分を含む。）とする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第5条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡等で承継してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（再委託等の禁止）

第6条 乙は、委託業務の履行を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、委託業務の一部の履行についてあらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（委託業務の調査等）

第7条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の履行状況について調査し、若しくは乙に対して報告を求め、又は委託業務の履行に関して乙に必要な指示を与えることができる。

（業務内容の変更等）

第8条 甲は、必要がある場合は、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において委託金額又は契約期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面で定める。

2 甲は、前項の場合において乙が損害を受けたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合において、賠償金の額は、甲乙協議して定める。

（損害の負担）

第9条 委託業務の履行に関して発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。以下この項において同じ。）は、乙が負担するものとする。ただし、甲の責めに帰する理由で発生した損害は、甲が負担する。この場合において甲が負担する額は、甲乙協議して定める。

2 甲は、委託業務の履行に関して発生した事故によって乙の従事員が受けた損害については、一切の責任を負わないものとする。

（乙の履行不能）

第10条 乙は、その責めに帰すべき事由により委託業務を履行しないときは、その履行不能分に相当する委託金の額を減額して、甲に委託金の請求をしなければならない。この場合において、減額する額は、甲が定める。

- 2 前項の場合において、甲に損害が生じたときは、乙は、その損害を賠償しなければならない。
- 3 前項の損害賠償請求は、甲が乙に対し、委託金額の100分の10の金額に相当する額の違約金を請求することを妨げないものとする。

(確認)

第11条 乙は、委託業務を履行したときは、遅滞なくその旨を甲が定める方式で甲に通知し、甲の確認を求めなければならない。

- 2 乙は、前項の確認の結果、補正を命ぜられたときは、遅滞なく当該補正を行い、補正後にその旨を甲に通知して甲の確認を求めなければならない。

(委託金の支払)

第12条 乙は、毎月、当該月に履行すべき委託業務について前条の規定による確認を受けた後、甲に対して委託金の支払を請求するものとする。

- 2 甲は、前項の支払請求を受けたときは、その日から30日以内に委託金を乙に支払わなければならない。
- 3 乙は、甲の責めに帰する理由で前項の規定による委託金の支払が遅れた場合は、その金額について遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

(甲の解除権)

第13条 甲は、次条及び民法（明治29年法律第89号）第541条及び第542条に定めるもののほか、この契約に違反したときは、契約を解除することができる。

- 2 乙は、前項の規定によって契約が解除された場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償しなければならない。その賠償額は、甲乙協議して定める。
- 3 甲は、第1項の規定によって契約を解除した場合は、委託業務の既履行部分について、確認のうえ、その部分に相応する委託金を乙に支払わなければならない。その委託金の額は、甲乙協議して定める。

第14条 甲は、契約期間中、前条第1項に規定する場合のほか、必要があるときは、乙に対して3か月前までに通知して契約を解除することができる。

- 2 第8条第2項及び前条第3項の規定は、前項の規定によって契約を解除した場合に準用する。

(暴力団等排除に係る解除)

第15条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 乙の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者、理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に次に掲げる者がいると認められるとき。

ア 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

イ 暴力団関係者（暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下同じ。）

- (2) 乙の経営又は運営に暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）が実質的に関与していると認められるとき。

- (3) 乙の役員等又は使用人が、暴力団の威力、暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等（法人その他の団体又は個人をいう。以下同じ。）を利用するなどしていると認められるとき。
 - (4) 乙の役員等又は使用人が、暴力団、暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - (5) 乙の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (6) 乙の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。
 - (7) 乙が、暴力団又は暴力団員等から、妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、警察への被害届の提出を故意又は過失により怠ったと認められるとき。
- 2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって生じた甲の損害の賠償を乙に請求することができる。
- 3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

（乙の解除権）

第16条 乙は、民法第541条及び第542条に定めるもののほか次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 第8条第1項の規定により委託業務の内容を変更したため、委託金額が3分の2以上減少したとき。
 - (2) 第8条第1項の規定による委託業務の一時中止期間が契約期間の10分の5を超えたとき。
- 2 第8条第2項及び第13条第3項の規定は、前項の規定によって契約を解除された場合に準用する。

（談合等不正行為に係る甲の解除）

第17条 乙が次の各号のいずれかに該当したとき、甲は直ちにこの契約を解除することができる。ただし、その事由が甲の責めに帰すべきものによる場合は、この限りでない。

- (1) 公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を行い、当該措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があったとして独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき（確定した納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
- (3) 公正取引委員会が、この契約に関し、排除措置命令又は納付命令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体（以下「契約者等」という。）に対して行われたときは、契約者等に対する命令で確定したものをいい、契約者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定したものをいう。次号において同じ。）を行った場合において、乙に独占禁止法に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

- (4) 排除措置命令又は納付命令により、契約者等に独占禁止法に違反する行為があったとされた期間及び当該違反行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、乙に対する納付命令が確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反行為の実行期間を除く。）に入札等（見積書等の提出に基づく受注者選定を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (5) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）がこの契約に関し行った行為について刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙は、前項各号のいずれかに該当するときは、甲がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額又は実際の損害額のうちいずれか多い額を甲に対して支払わなければならない。この契約の履行が完了した後にその事由に該当した場合も同様とする。
- 3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

（疑義の決定）

第18条 この契約に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、必要に応じて甲乙協議して定める。

この契約の締結を証するため、契約書を2通作成し、双方記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和8年4月1日

甲 和歌山市七番丁23番地
和歌山市
和歌山市長 尾花 正啓

乙